

厚生労働省  
埼玉労働局発表  
平成26年8月29日

担当	埼玉労働局労働基準部監督課 監督課長 友住弘一郎 主任監察監督官 布施武雄 TEL 048-600-6204
----	---

## 外国人技能実習生の労働条件の確保・改善対策について

埼玉労働局(局長 阿部充)では、外国人技能実習生※の労働条件の確保・改善を図るため、外国人技能実習生を使用する事業場に対する監督指導等に取り組んでいますが、平成25年の監督指導結果について発表します。

また、外国人技能実習生が安心して働くことができる職場環境を目指し、公益財団法人国際研修協力機構(以下「JITCO」という。)と連携し、本年9～10月に実習実施機関及び監理団体を対象にした労務管理の講習会を開催するとともに、「外国人労働者相談コーナー」において、日本で働く外国人労働者からの英語と中国語による労働条件の相談を受け付けています。

### 《概要》

#### 1 監督指導の結果(詳細は別紙1を参照)

平成25年(1月から12月)において、埼玉県内の外国人技能実習生を使用する**33事業場**に対し監督指導を実施し、**30事業場(90.9%)**で労働基準関係法令違反が認められた。

主な事項としては、**安全衛生に関するものが28件(84.8%)**で最も多く、次いで**労働時間に関するものが23件(69.7%)**、**割増賃金不払に関するもの12件(36.4%)**、**労働条件の明示に関するもの9件(27.3%)**となっている。

特に**労働時間、割増賃金不払及び労働条件に関する法令違反の割合**について増加傾向となっている。

#### 2 JITCO と連携した労務管理講習会の開催

以下のとおりJITCOとの共催により、平成26年9月に**鴻巣市及び川越市**で、**埼玉県北部**の外国人技能実習生を使用する**344事業場(実習実施機関)**を対象として、平成26年10月に**さいたま市**で、**監理団体を対象**として、①外国人技能実習制度の概要と運用状況(JITCOによる説明)、②労働基準関係法令等に基づく外国人技能実習生の適正な労務管理などについて、労務管理の講習会を開催することとしている。

- (1) 平成 26 年 9 月 8 日(月)13:30～16:30 鴻巣市文化センター(鴻巣市)
- (2) 平成 26 年 9 月 10 日(水)13:30～16:30 川越西文化会館(川越市)
- (3) 平成 26 年 10 月 6 日(月)13:30～16:50 埼玉労働局(さいたま市)

### 3 外国人労働者相談コーナー(詳細は別紙2参照)

- 場所 : 埼玉労働局労働基準部監督課  
さいたま市中央区新都心 11-2 ランド・アクシス・タワー15 階
- 電話 : 048-600-6204
- 曜日 : 英語 水・金曜日 / 中国語 火・木曜日
- 時間 : 午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く)
- 相談内容: 賃金、解雇、退職、労働時間、休日などの労働条件一般

\* 相談日は変更となる場合がありますので、事前に電話でご連絡下さい。

### 4 今後の対応

埼玉労働局では、今後とも、外国人技能実習生を含めた外国人労働者の適正な労働条件を確保するため、引き続き自主点検の実施や外国人労働者からの相談に対応するとともに、外国人労働者を使用する事業場に対し重点的な監督指導等を実施することとしている。

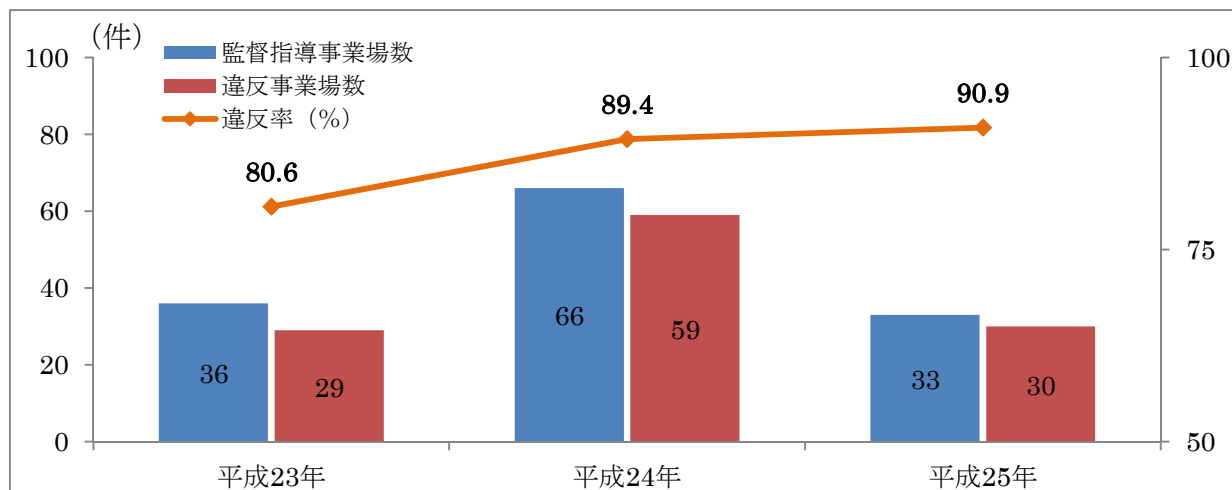
※ 外国人技能実習制度は、最長3年の期間において、技能実習生が雇用関係の下、日本の産業・職業上の技能等の修得・習熟をすることを目的とするものであり、企業単独型と団体管理型に大別されるが、団体管理型の方式により受け入れる技能実習生の数が多くを占める。

団体管理型は、受入れ企業を会員とする商工会や事業協同組合等の受入れ団体(監理団体)の責任と管理の下で技能実習生を受け入れ、受入れ企業(実習実施機関)で技能実習を実施する方式であり、技能実習生は入国後に講習(日本語教育、技能実習生の法的保護に必要な講義など)を受けた後、実習実施機関との雇用関係の下で、実践的な技能等の修得を図るものである。

## 1 監督指導の状況

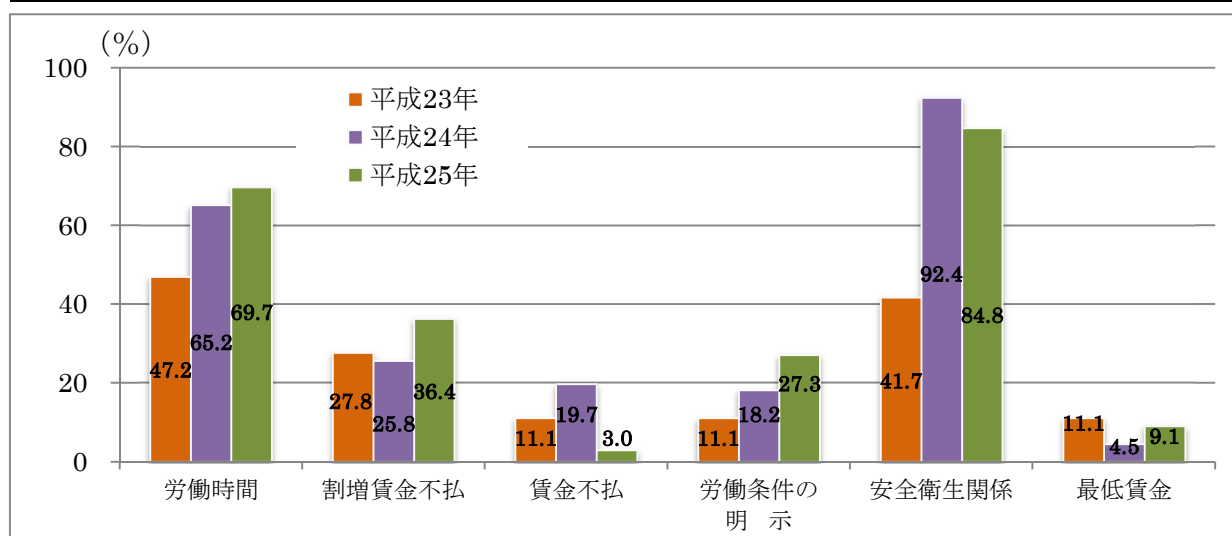
(1) 平成 23 年以降において、外国人労働者のうち、特に技能実習生に係る実習実施機関に対し監督指導を実施した事業場数及び違反事業場は、次のとおりです。

〈注〉違反は実習実施機関に認められたものであり、日本人労働者に係る違反も含まれる。



(2) 上記(1)の平成 23 年以降における主な違反内容は、次のとおりです。

主な違反内容	違反事業場数(違反率)		
	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
労働時間(労働基準法第 32 条)	17 件 (47.2%)	43 件 (65.2%)	23 件 (69.7%)
割増賃金不払(労働基準法第 37 条)	10 件 (27.8%)	17 件 (25.8%)	12 件 (36.4%)
賃金不払(労働基準法第 24 条)	4 件 (11.1%)	13 件 (19.7%)	1 件 (3.0%)
労働条件の明示(労働基準法第 15 条)	4 件 (11.1%)	12 件 (18.2%)	9 件 (27.3%)
安全衛生関係(労働安全衛生法関係)	15 件 (41.7%)	61 件 (92.4%)	28 件 (84.8%)
最低賃金(最低賃金法第4条)	4 件 (11.1%)	3 件 (4.5%)	2 件 (9.1%)



## ● 外国人労働者相談コーナー ●

埼玉労働局では、英語・中国語を話される外国人からの労働条件に関する相談を受けております。

詳しくは埼玉労働局労働基準部監督課までお問い合わせ下さい。

**\* 相談日は変更となる場合がありますので、事前に電話でご連絡ください \***

〒330-6016 さいたま市中央区新都心 11-2 ランド・アクシス・タワー15階

埼玉労働局労働基準部監督課

TEL: 048-600-6204 FAX: 048-600-6224

**Advisor for Foreign Workers Section**

Please consult regarding Labour conditions in English

**Days : Wednesday Friday**

(日時) (水曜日・金曜日)

**Hours : 9:00a.m.~5:00p.m.**

(時間) (午前 9:00~午後 5:00)

**Office : Saitama Labour Bureau**

(場所) **Inspection Division**

(埼玉労働局監督課)

**Tel : 048-600-6204 Fax : 048-600-6224**

The days of Advisory Service for Foreign Workers are sometimes changed. Please call before you come to make sure the advisor is in the office.

**外籍労働者咨询处**

关于劳动条件等问题，可用中文咨询。

**日期 : 星期二 星期四**

(日時) (火曜日・木曜日)

**时间 : 上午九点到下午五点**

(時間) (午前 9:00~午後 5:00)

**地点 : 埼玉劳动局监督课**

(場所) (埼玉労働局監督課)

**电话: 048-600-6204 传真: 048-600-6224**

日期及时间有时会有变更。  
来访前请打电话确认。

**外国人労働者相談コーナーに寄せられた相談事例**

## ○ 留学生からの相談

英語講師として働いているが、使用者より違法就労だから給与を支払うことはできないと言われた。

→ 資格外活動であっても労働基準法上使用者は賃金の支払が必要。使用者に賃金の請求をし、支払われなかった場合には、事業場を管轄する労働基準監督署に相談するよう助言した。

## ○ 中国人労働者からの相談

派遣労働者として働いているが、事業場の経営不振により賃金不払となっている。

→ 相談者から賃金不払の状況を確認し、関係書類の写しをとり、賃金不払の申告事件として受理手続きを行い、事業場を管轄する労働基準監督署に通知した。その後、労働基準監督署において未払賃金立替払制度による賃金の立替払手続きを行った。

## ○ 中国人技能実習生からの相談

会社の都合で仕事を休むことがあり、週に1日しか働けない場合がある。勤務日が少なかったことから賃金を下げられた。休業手当をもらうことはできないか。

→ 会社の都合で仕事を休業する場合は、労働基準法第 26 条により休業手当の支払が必要なことから、事業場を管轄する労働基準監督署に通知した上で、タイムカードの記録や賃金明細などの資料を持参して相談するよう助言した。また、技能実習制度の詳細についての質問があったので、JITCO の中国語相談を案内した。